

資料

# 参考資料

## 1 基本構想の概要

### 第1章 将来像

#### 1 「第2次伊豆の国市総合計画」の「策定」にあたって

時代の潮流や市民の意向、第1次総合計画の成果と課題を踏まえ、第2次総合計画が目指す将来像を次のように定めます。

### ほんわり湯の国、美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国

住んでいる人も、訪れる人も、歴史や文化が薫る美しい地で温泉や食を楽しみ、ほっとする(ほんわりする)時間を有意義につくれるまちを目指すとともに、時代の潮流をつかみ各分野で未来を拓くまちを目指します。

### 第2章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、将来像を実現するための、姿勢、行動の根本的な考えを示すものです。

#### 共生と調和

人と人、人と自然、人と文化の共生とそれぞれの調和によって、地域の風土をつくり、伊豆の国らしい生活を創出します。

#### 継承と創造

多様な産業とこれを支えてきた多彩な地域資源は、社会情勢の変化に対応していく知恵や力となります。これらの地域産業や地域資源を守り、継承することと、各分野の様々な挑戦により未来を拓くこととの両輪で、活力を創造し、いきいきと生活できる地域づくりにつなげます。

#### 自助・共助・公助

市と市民や民間がパートナーであるという認識に立ち、お互いに助け合い、誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを進めます。

### 第3章 まちづくりの将来フレームと土地利用 .....

#### 1 人口目標

国が示した本市の将来人口の推計では、人口が大幅に減少すると予測されています。

これに対し、市では「伊豆の国市人口ビジョン」と「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2015（平成27）年度に策定し、積極的な定住人口の増加と出生率向上を目指す戦略的な施策を推進しているところです。

そのため、第2次総合計画期間における人口目標は、「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が継続的に推進され、その成果が着実に上がることを見込み、「伊豆の国市人口ビジョン」で定めた人口目標に基づき算出した、47,000人以上を維持することを目標とします。

#### 2 土地利用の基本方針

本市が、地理的にも歴史的にも伊豆半島の中心であるという立地条件を踏まえるとともに、豊かな自然環境と先人達が知恵と努力により築いた貴重な資源、財産を未来に継承するため、自然環境とのバランスがとれた土地利用を、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとします。

また、都市の持続的発展を継続するために必要な安全性、利便性、快適性を備えるとともに、個性豊かで活力に満ちた秩序ある都市形成を目指します。

##### (1) 安全で安心な土地利用

地震や風水害等、予想される自然災害から市民の生命と財産を守ることは、豊かな生活を確保するための基本です。そのため、災害リスクの高い地域では、適切な防災対策や土地利用の制限等、災害に強いまちとなる土地利用を進めます。

また、少子化の進行と高齢化が進展するなかで、市民誰もが健康で、安心して生活できる環境づくりに配慮した土地利用を進めます。

##### (2) 公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した適正な土地利用の誘導や生活基盤の整備等を進めます。

また、伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅周辺は、公共交通の持つ利便性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、温泉や本市固有の歴史・文化資源等を効果的に活用し、地域の活力と利便性を高める土地利用を進めます。

##### (3) 豊かな自然環境と共生し、地域資源を生かした土地利用

本市は富士山を望む良好な眺望景観や、狩野川流域一帯に広がる田方平野の田園風景等の自然資源、歴史・文化資源が豊富です。これらの美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用を進めます。

##### (4) 市民や民間の参画と連携による計画的な土地利用

地方分権の進展に対応して、土地利用も、市民や民間の理解のもとに合理的かつ計画的に進める必要があるとともに、地域コミュニティを活用した市民参加型のまちづくりが求められています。

このため、市と市民や民間との連携により、適切かつ効果的な施策を検討し、計画的な土地利用を進めます。

### 3 土地利用構想

#### (1) ゾーニング及び拠点

##### ①食と農と観光交流ゾーン

優良農地の保全を図るとともに、観光農園、体験農園、市民農園等の交流の場を創出するなど、農業と観光産業の融合を図り、地域の活性化を促進します。

集落地は、田園と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の機能強化や災害対策等を実施します。

##### ②歴史・文化・観光交流ゾーン

守山中世史跡群や葦山城跡、江川邸、葦山反射炉等の歴史・文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺は、市民や観光客が歴史・文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの形成を進め、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

また、葦山反射炉周辺や江川邸周辺等は、景観重点整備地区として、屋外広告物の規制等により、良好な景観の保全・形成に努めます。

なお、本ゾーン内にある葦山地区の優良農地については、その保全を図ります。

##### ③健康・福祉・農業交流ゾーン

田方福祉村周辺は、高齢者福祉・障がい者福祉の充実を図ります。

深沢川流域周辺等は、丘陵地等の立地特性を生かした活力ある地域産業の振興を図るため、森林や農地、既存施設と連携しつつ、観光交流や健康づくりの拠点となる施設の整備を進めるとともに、特色ある農作物の生産や環境にやさしい農業を進めます。

##### ④都市機能拠点／地域生活拠点

伊豆長岡駅、田京駅の周辺は、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能が融合した都市機能拠点を形成します。また、原木駅、葦山駅、大仁駅の周辺は、駅の利便性を生かした、地域生活拠点を形成します。

##### ⑤医療拠点

順天堂大学医学部附属静岡病院、伊豆保健医療センターの周辺は、静岡県東部地域における医療拠点として、静岡県が進めるファルマバレープロジェクトと連携し、高度医療の提供や医学・健康産業等の集積を誘導します。

##### ⑥産業・業務立地拠点

今後の社会情勢や広域的な機能連携に配慮しつつ、必要に応じて新たな産業・業務(事務所、研修所等)用地を確保します。特に、伊豆中央道長岡北 IC 周辺の低・未利用地等については、地域振興や経済活性化につながる土地利用を誘導します。

##### ⑦新サービス業拠点

国道136号及び国道136号バイパス（修善寺道路）の大仁南IC周辺地域については、時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積を誘導します。

## (2) 土地利用区分別の基本方針

### ①農地、森林、河川等

#### a. 農地

平野部や丘陵地等の地域特性を生かした農業の展開を図るとともに、優良農地の集積・集約化を図ります。また、生産活動を通じて農業の多面的機能の発揮を図ります。

#### b. 森林

森林を適切に保全するとともに、その活動を通じて森林の多面的機能の発揮を図ります。

#### c. 水面・河川・水路

水面・河川・水路に必要な整備と適切な管理に努めるとともに、水辺が持つ良好な環境や景観の保全に十分配慮します。

### ②宅地

#### a. 住宅地

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら新規の住宅用地を確保するとともに、既存の住宅地の環境改善や住宅地背面の斜面地の安全対策を図ります。

#### b. 工業用地

活力ある産業振興等を図るため、社会・経済の動向、周辺土地利用との調和、環境の保全及び市域の効率的土地利用等に配慮しながら、計画的に工業用地を確保します。

#### c. その他の宅地

鉄道駅や温泉街等の周辺一帯は、賑わいの創出等を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ、都市機能や居住機能を誘導するとともに、観光地としての環境整備に努めます。また、その他公用・公共施設用地は、市民の需要や利便性、自然環境との共生、既存施設の有効利用等に配慮しつつ、計画的かつ効果的に整備を進めます。

### ③道路

国道や県道、市道は、広域・地域経済の発展、道路交通の円滑化、快適な生活環境の形成と都市防災機能の強化等を図るため、それぞれが担うべき機能に合った整備を進めます。

農道や林道は、農林業の生産性の向上・省力化に加えて、農地や森林の適正な管理を図るため、必要な整備と適正な維持管理を進めます。

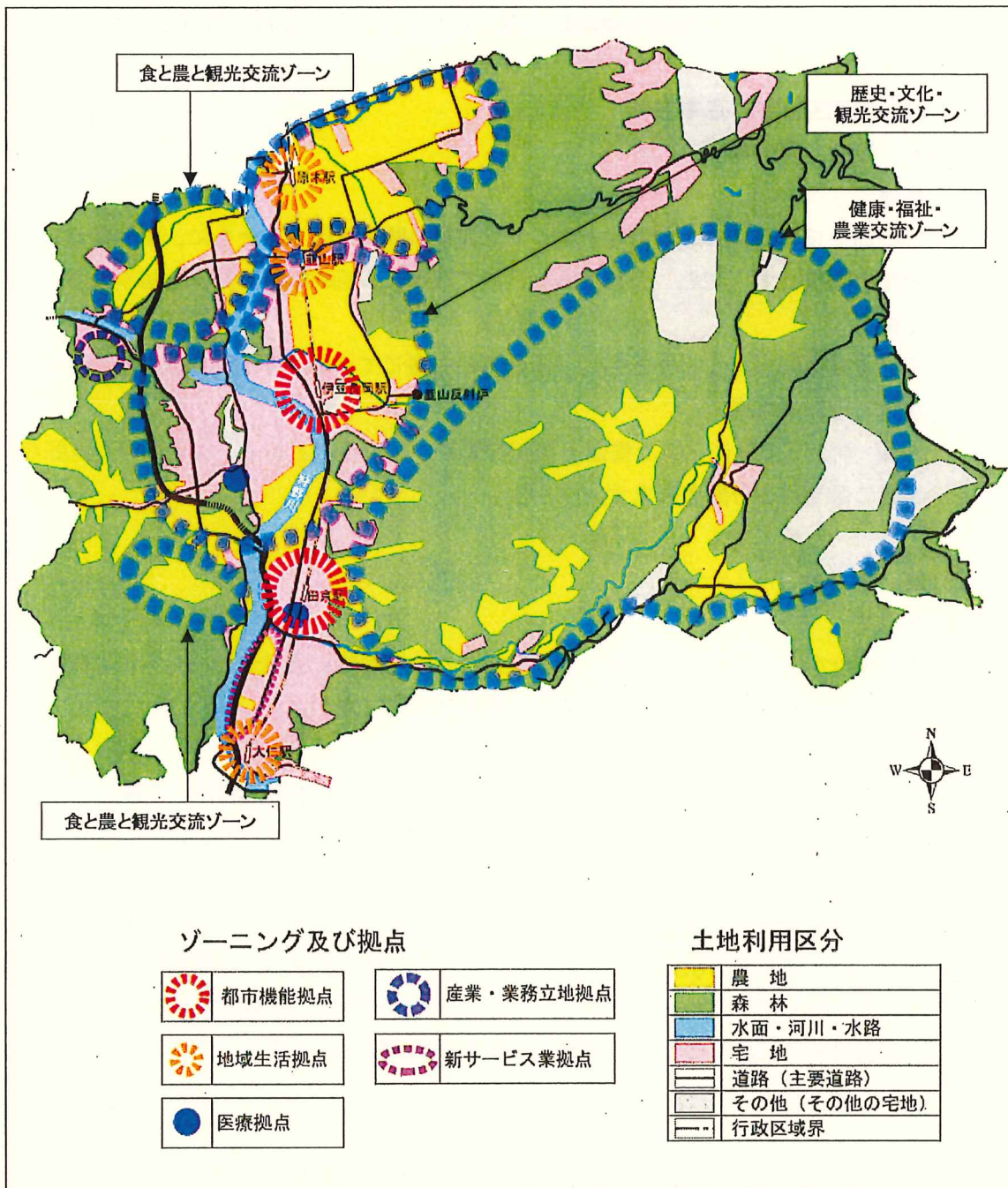
### ④その他

公園緑地と交通施設、レクリエーション施設、供給処理施設は、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつつ、必要な用地を確保します。

市内に存在する歴史・文化資源は、文化の育成や伝承を図るため、その保全・活用に努めます。

その他、低・未利用地は、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、産業誘致や居住用地への転換等も視野に有効利用を進めます。

■図表 土地利用構想図



## 第4章 まちづくりの基本方針、施策の大綱

本市の「将来像」の実現に向け、「まちづくりの基本理念」を踏まえ、市政の基本的な考えとして「まちづくりの基本方針」と、この基本方針を推進するために「施策の大綱」を次のように定めます。

### 基本方針1 豊かな自然に抱かれる 伊豆の国市（自然・生活環境）

豊かで美しい自然やおいしい水がある環境、美肌の湯は、本市のまちづくりの最も大切な基盤であり、市民の誇りでもあります。これら環境を、市と市民や民間が相互に連携し、環境意識を向上させ、次代への継承を目指します。

市民や民間とともに、環境負荷の少ないまちづくりを一層進め、快適で潤いのある生活環境の創造を目指します。

#### <施策の大綱>

- 1-1 自然環境の保全と景観の向上
- 1-2 快適な生活環境の創造

### 基本方針2 伊豆の国市にしごとをつくる（産業・経済・労働）

農業、観光産業、医療・福祉産業、これら3つを核として、産業全体の活性化を進めるとともに、市民が期待する就業機会の確保を目指します。

#### <施策の大綱>

- 2-1 地域を支える人材の就労支援
- 2-2 地域特産品の競争力の強化
- 2-3 地域産業の活性化と新たな雇用の創出

### 基本方針3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる（観光・交流）

本市の持続的な発展を維持するため、今後も転入超過を継続できるよう、移住の促進や受入体制づくりを進め、定住人口の拡大を目指します。

世界遺産に登録された韮山反射炉をはじめとして、豊かな自然環境や美しい景観、歴史的遺産等、地域資源を最大限に活用するため、観光推進体制を強化し、外国人旅行者を含めた観光交流人口の拡大を目指します。

#### <施策の大綱>

- 3-1 移住・定住の促進
- 3-2 観光推進体制の強化と交流人口の拡大
- 3-3 情報発信力の強化とおもてなしの充実

ひら

**基本方針4** 歴史に学び、未来を拓く 伊豆の国市（歴史・文化・教育・研究）

歴史に学び、未来を拓くまちを目指すとともに、都市交流の推進により、文化・芸術活動が身近にある豊かな暮らしを目指します。

次代を担う子どもに、これからの時代を生き抜くために必要な能力を身に付けるための教育環境づくりを目指します。

<施策の大綱>

4-1 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進

4-2 次代を拓く<sup>ひら</sup>教育と研究の推進

**基本方針5** 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）

若い世代の子育てとしごとの両立を支援し、出生率の向上を目指します。

人口減少の進行と高齢化の進展を踏まえ、地域全体の連携と協力のなかで、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが自立し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

<施策の大綱>

5-1 結婚・出産の支援

5-2 子育て環境の充実

5-3 健康長寿を目指すまちづくりの推進

5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

**基本方針6** 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり（都市基盤・生活環境）

災害発生を見越した防災・減災のまちづくりを進めるとともに、長期的な視点のもと、社会基盤の適切な維持管理や時代に即した更新・新設により、持続可能なまちを目指します。

<施策の大綱>

6-1 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進

6-2 持続可能なまちづくりの推進

**基本方針7** みんなで創る 伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）

市と市民や民間がパートナーであるという認識を深め、お互いに助け合い、誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを目指します。

市民の生命と生活を支える基礎自治体としての役割を果たすとともに、様々な英知を積極的に取り入れる気概と全職員の努力による効率的な行財政運営を推進し、市民から信頼される市政を目指します。

<施策の大綱>

7-1 自助・共助・公助のまちづくりの推進

7-2 効率的な行財政運営の推進





## 2 市民アンケート

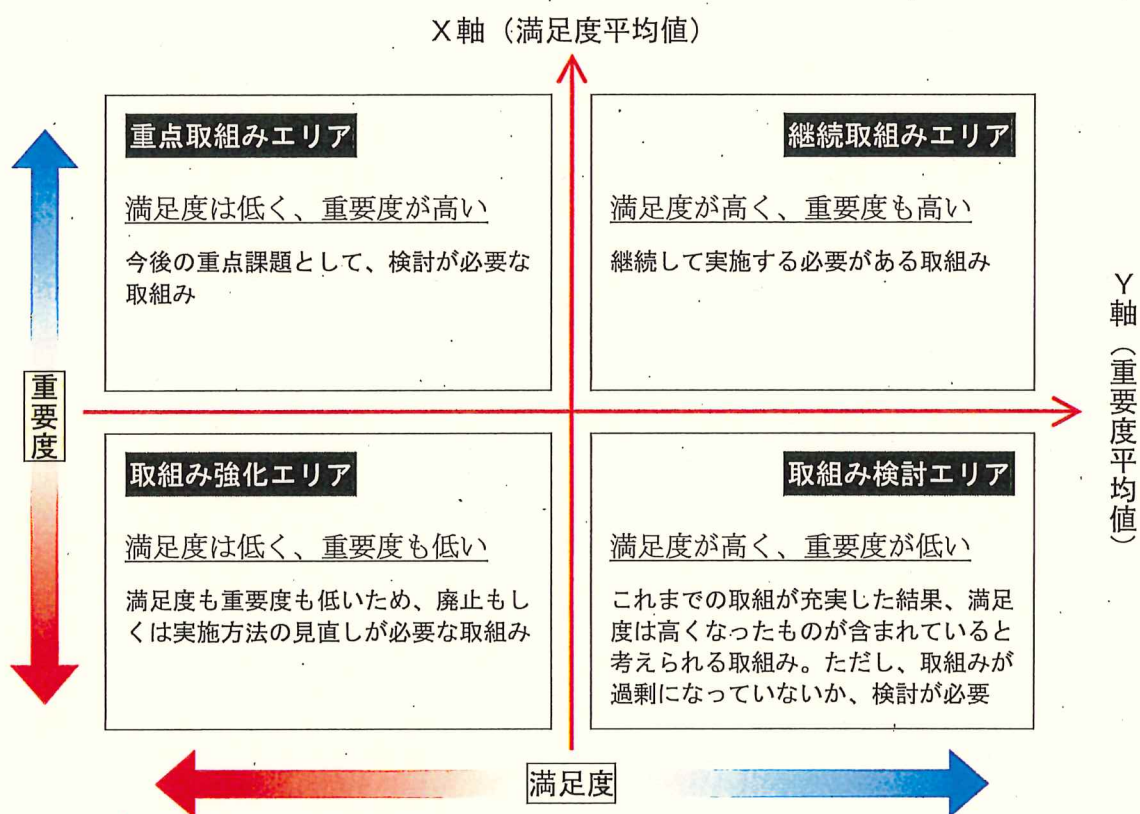
### (1) 市民アンケートの目的

平成30年度、令和元年度、令和2年度に、市民の現在の生活環境やこれまでの取組みに対する評価及び今後のまちづくりに対する意向把握のために、アンケート調査を実施しています。

### (2) ポートフォリオ分析

7つの基本方針（令和2年度のみ「防災対策」を追加）の27の項目について、満足度と重要度をそれぞれ5段階で評価してもらい、加重平均値（※算出方法参照）を2次元のグラフにプロットすることで相関関係の見える化を図りました。

ポートフォリオ分析とは、顧客満足度調査（CS調査）等で用いられる分析手法の一つです。



#### ※算出方法

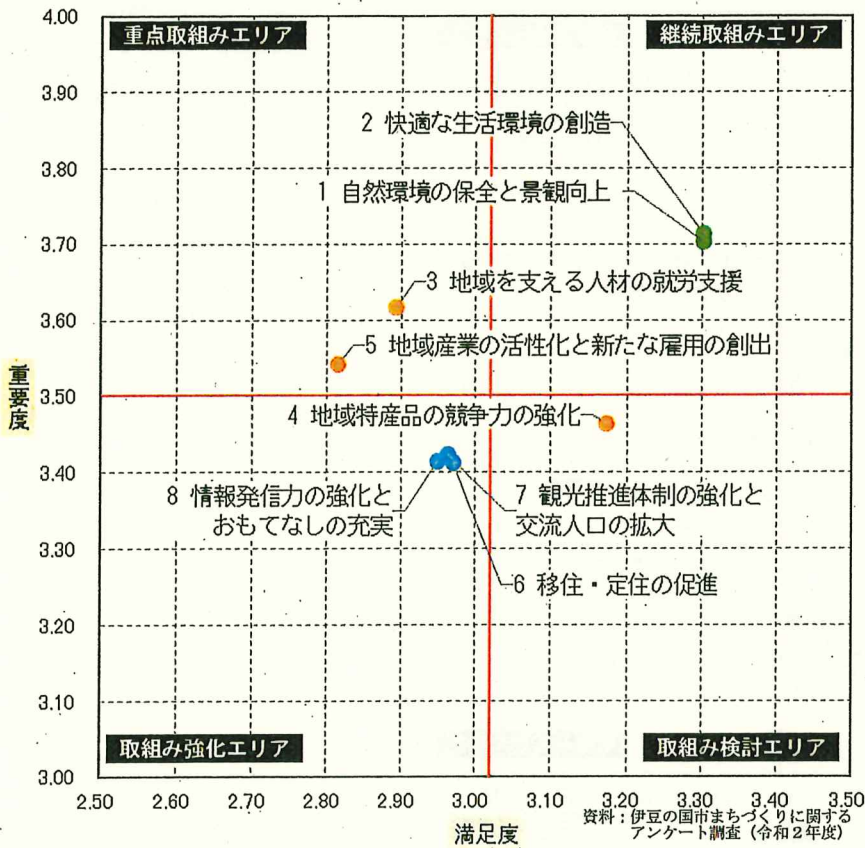
アンケートの項目である27の取組みについて、満足度と重要度の回答をそれぞれ下表の得点で点数化、その平均値（加重平均値）を2次元のグラフにプロットして散布図を作成します。

さらに、軸の交点に全項目の満足度の平均値（X軸）と重要度の平均値（Y軸）をとり、散布図を4つの象限（エリア）に区分することにより、今後の取組みの方向性を分析します。

満足度	加重点数
満足	5点
やや満足	4点
どちらでもない	3点
やや不満	2点
不満	1点
無回答	除外

重要度	加重点数
高い	5点
やや高い	4点
どちらでもない	3点
やや低い	2点
低い	1点
無回答	除外

■ 「●自然・生活環境」「●産業・経済・労働」「●観光・交流」

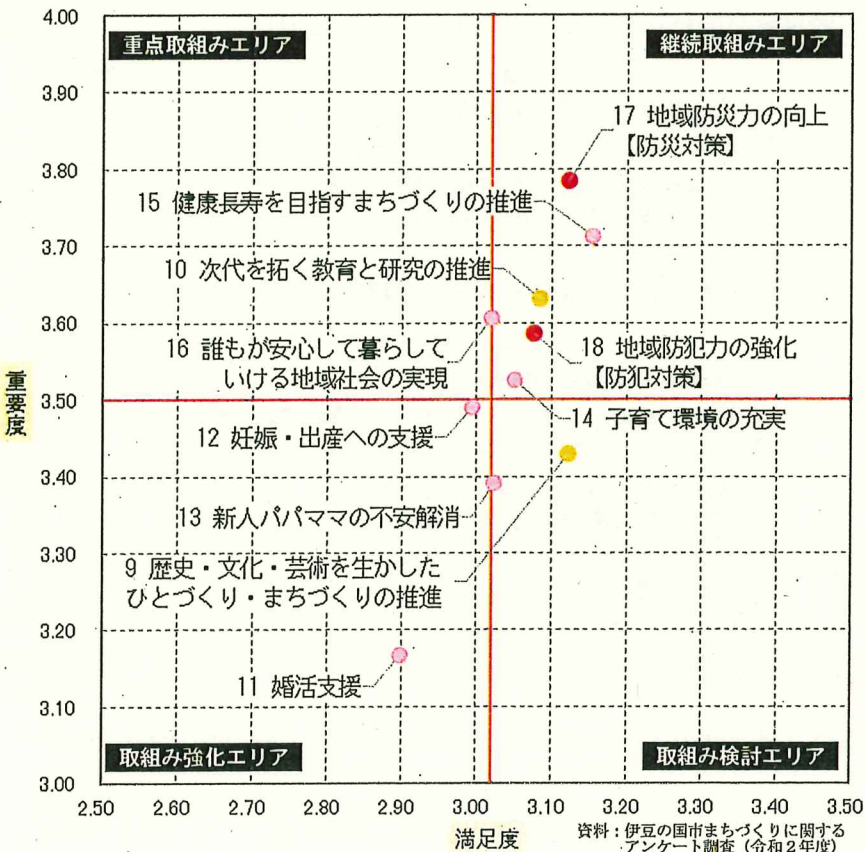


○自然・生活環境分野は、「生活環境」「自然環境」ともに重要度・満足度ともに高く、継続取組みエリアに属しています。

○産業・経済・労働分野では、重要度が高いにもかかわらず満足度が低いものとして、「就労支援」と「雇用」があがっています。

○観光・交流分野では、すべての取組みが、満足度・重要度ともに平均値に近くなっています。

■ 「●歴史・文化・教育・研究」「●健康・福祉」「●防災対策」

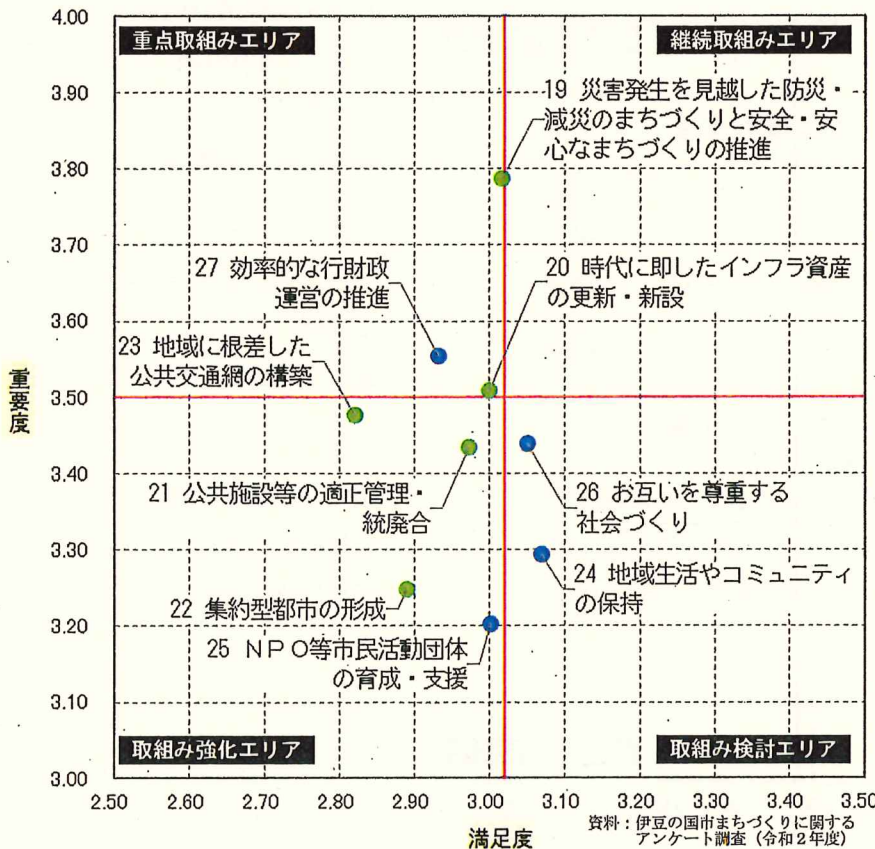


○歴史・文化・教育・研究分野では、「教育と研究」の重要度が高くなっています。

○健康・福祉分野では、「健康長寿」が満足度・重要度ともに高く、「婚活支援」はともに低くなっています。

○防災対策は、「地域防災力」「地域防犯力」ともに重要度が高くなっています。

■ 「●都市基盤・生活環境」「●行財政運営・自助・共助・公助」



○都市基盤・生活環境分野では、「防災・減災、安全・安心なまちづくり」の重要度が高くなっています。

また、「公共交通網」の満足度が低くなっています。

○行財政運営・自助・共助・公助分野では、「行財政運営」の重要度が最も高くなっています。

(3) 満足度の変化からみる取組みの評価 (平成30年度→令和2年度比較)

①評価が大きく上がった項目 (満足度が概ね 0.30 ポイント以上上昇したもの)

分野	項目	増減
●産業・経済・労働	4 地域特産品の競争力の強化	+0.37
●都市基盤・生活環境	20 時代に即したインフラ資産の更新・新設	+0.33
●産業・経済・労働	5 地域産業の活性化と新たな雇用の創出	+0.32
●産業・経済・労働	3 地域を支える人材の就労支援	+0.30

②評価が不満から満足に変化した項目 (満足度が3点未満から3点超に変化したもの)

分野	項目	増減
●産業・経済・労働	4 地域特産品の競争力の強化	+0.37
●健康・福祉	16 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現	+0.20
●都市基盤・生活環境	19 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進	+0.18
●歴史・文化・教育・研究	10 次代を拓く教育と研究の推進	+0.15
●行財政運営・自助・共助・公助	24 地域生活やコミュニティの保持	+0.12
●健康・福祉	14 子育て環境の充実	+0.11
●健康・福祉	13 新人パパママの不安解消	+0.08
●行財政運営・自助・共助・公助	26 お互いを尊重する社会づくり	+0.05

③評価の上げ幅が小さかった項目 (満足度の上昇が0.10 ポイント未満、かつ平均値未満のもの)

分野	項目	増減
●行財政運営・自助・共助・公助	25 NPO等市民活動団体の育成・支援	+0.04

■満足度・重要度平均値（項目別）

項目（●分野）	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
平均値	3.02	3.50	2.86	3.48	2.85	3.38
<b>●自然・生活環境</b>						
1 自然環境の保全と景観向上	3.30	3.70	3.25	3.75	3.21	3.67
2 快適な生活環境の創造	3.30	3.71	3.16	3.78	3.17	3.73
<b>●産業・経済・労働</b>						
3 地域を支える人材の就労支援	2.89	3.62	2.66	3.60	2.60	3.53
4 地域特産品の競争力の強化	3.17	3.46	2.83	3.43	2.81	3.30
5 地域産業の活性化と新たな雇用の創出	2.81	3.54	2.46	3.50	2.49	3.45
<b>●観光・交流</b>						
6 移住・定住の促進	2.97	3.41	2.76	3.40	2.87	3.28
7 観光推進体制の強化と交流人口の拡大	2.96	3.42	2.78	3.32	2.75	3.27
8 情報発信力の強化とおもてなしの充実	2.95	3.41	2.75	3.32	2.82	3.22
<b>●歴史・文化・教育・研究</b>						
9 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進	3.12	3.43	3.04	3.33	3.03	3.29
10 次代を拓く教育と研究の推進	3.08	3.63	2.88	3.66	2.94	3.60
<b>●健康・福祉</b>						
11 婚活支援	2.90	3.17	2.79	3.13	2.75	3.06
12 妊娠・出産への支援	2.99	3.49	2.88	3.49	2.88	3.41
13 新人パパママの不安解消	3.02	3.39	2.97	3.38	2.94	3.31
14 子育て環境の充実	3.05	3.53	2.97	3.64	2.94	3.55
15 健康長寿を目指すまちづくりの推進	3.15	3.71	3.02	3.68	3.00	3.55
16 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現	3.02	3.61	2.86	3.58	2.82	3.43
<b>●安全で安心な暮らしを確保する</b>						
17 地域防災力の向上【防災対策】	3.12	3.79	—	—	—	—
18 地域防犯力の強化【防犯対策】	3.08	3.59	—	—	—	—
<b>●都市基盤・生活環境</b>						
19 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進	3.02	3.79	2.89	3.87	2.83	3.60
20 時代に即したインフラ資産の更新・新設	3.00	3.51	2.69	3.70	2.67	3.44
21 公共施設等の適正管理・統廃合	2.97	3.43	2.73	3.50	2.70	3.39
22 集約型都市の形成	2.89	3.25	2.82	3.32	2.74	3.15
23 地域に根差した公共交通網の構築	2.82	3.48	2.64	3.53	2.61	3.30
<b>●行財政運営・自助・共助・公助</b>						
24 地域生活やコミュニティの保持	3.07	3.29	2.99	3.24	2.95	3.17
25 NPO等市民活動団体の育成・支援	3.00	3.20	2.97	3.10	2.96	3.07
26 お互いを尊重する社会づくり	3.05	3.44	2.92	3.37	3.00	3.34
27 効率的な行財政運営の推進	2.93	3.55	2.79	3.45	2.82	3.36

※令和2年度の満足度・重要度平均値を基準に3色スケールで色分け（最小：■、中間：□、最大：■）

### 3 分野別計画一覧

分野別計画	策定（改定）年月	計画期間
<b>全般</b>		
新市まちづくり計画	平成 16 年 19 月 (令和元年 11 月変更)	平成 17 年度～令和 7 年度
国土利用計画第 2 次伊豆の国市計画	平成 29 年 1 月	平成 29 年度～令和 8 年度
伊豆の国市長期人口ビジョン（令和 2 年改訂版）	令和 2 年 3 月	
第 2 期伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 6 年度
<b>基本方針 1</b>		
伊豆の国市森林整備計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 13 年度
伊豆の国市環境基本計画	平成 26 年 4 月	平成 26 年度～令和 5 年度
↳ 伊豆の国市地球温暖化対策 地方公共団体実行計画（区域施策編）	平成 26 年 4 月	平成 26 年度～令和 2 年度 (令和 5 年度まで延長)
第 4 次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画	令和 4 年 3 月 予定	令和 4 年度～令和 12 年度
伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月 (令和 3 年 2 月改定)	平成 22 年度～令和 11 年度
伊豆の国市立地適正化計画	平成 30 年 6 月	平成 30 年度～令和 22 年度
伊豆の国市景観形成基本計画	平成 26 年 2 月	
伊豆の国市景観計画	平成 26 年 6 月 (令和 2 年 5 月改定)	
伊豆の国市緑の基本計画	平成 29 年 8 月	平成 29 年度～令和 7 年度
伊豆の国市歴史的風致維持向上計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 9 年度
伊豆の国市かわまちづくり計画	令和 2 年 1 月	
伊豆の国市観光地エリア景観計画	令和 2 年 3 月	
伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 18 年度
↳ ごみ処理基本計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 18 年度
↳ 生活排水処理基本計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 18 年度
伊豆の国市汚水処理施設整備構想	平成 28 年度	平成 29 年度～令和 8 年度
伊豆の国市し尿処理施設整備基本構想	平成 27 年 2 月	平成 27 年度～令和 11 年度
<b>基本方針 2</b>		
伊豆の国市創業支援事業計画	平成 28 年 12 月	平成 29 年度～令和 4 年度
伊豆の国市観光基本計画	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～令和 6 年度
伊豆の国市観光基本計画アクションプラン（後期）	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 6 年度
伊豆の国市農業振興地域整備計画	平成 21 年度 (令和 3 年 3 月改定)	令和 3 年度～令和 12 年度
伊豆の国市鳥獣被害防止計画	令和元年度	令和 2 年度～令和 4 年度
<b>基本方針 3</b>		
伊豆の国市観光基本計画	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～令和 6 年度
伊豆の国市観光基本計画アクションプラン（後期）	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 6 年度
<b>基本方針 4</b>		
伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月 (令和 3 年 2 月改定)	平成 22 年度～令和 11 年度
伊豆の国市立地適正化計画	平成 30 年 6 月	平成 30 年度～令和 22 年度
伊豆の国市景観計画	平成 26 年 6 月 (令和 2 年 5 月改定)	
伊豆の国市歴史文化基本構想	平成 26 年 3 月	
伊豆の国市歴史的風致維持向上計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 9 年度
韮山反射炉の保存・整備・活用に関する計画（史跡 韮山反射炉整備基本計画／世界遺産「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」韮山反射 炉修復・公開活用計画）	平成 29 年 7 月	平成 29 年度～令和 18 年度

伊豆の国市公共施設等総合管理計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～令和 27 年度
伊豆の国市教育大綱	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 4 年度
伊豆の国市生涯学習推進大綱	平成 20 年 3 月 (平成 30 年 3 月改定)	
伊豆の国市かわまちづくり計画	令和 2 年 1 月	
<b>基本方針 5</b>		
第 3 次伊豆の国市地域福祉計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 4 年度
健康増進計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
└ 母子保健計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
└ 歯科保健計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
食育推進計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
第 2 次子ども・子育て支援事業計画 (第 3 次次世代育成支援行動計画)	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 11 年度
伊豆の国市国民健康保険第 2 期データヘルス計画 (第 3 期特定健康診査等実施計画)	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 5 年度
第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和 3 年 3 月	平成 30 年度～令和 5 年度
第 4 次伊豆の国市障がい者計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 8 年度
└ 第 6 期伊豆の国市障害福祉計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 5 年度
└ 第 2 期伊豆の国市障害児福祉計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 5 年度
第 1 期伊豆の国市自殺対策行動計画	平成 31 年 3 月	令和元年度～令和 5 年度
<b>基本方針 6</b>		
伊豆の国市国土強靱化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 7 年度
伊豆の国市地域防災計画	年度更新	
伊豆の国市地震対策アクションプログラム 2013	平成 26 年 6 月 (令和 3 年 6 月改定)	平成 25 年度～令和 4 年度
伊豆の国市医療救護計画	令和 2 年 3 月	
伊豆の国市避難行動要支援者避難支援計画	平成 30 年 10 月	
伊豆の国市災害廃棄物処理計画	平成 29 年 3 月	
伊豆の国市国民保護計画	平成 19 年 3 月 (平成 20 年 3 月改定)	
伊豆の国市地域公共交通基本計画	平成 26 年 12 月	平成 26 年度～令和 5 年度
第 11 次伊豆の国市交通安全計画	令和 3 年 12 月	令和 3 年度～令和 7 年度
伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月 (令和 3 年 2 月改定)	平成 22 年度～令和 11 年度
伊豆の国市立地適正化計画	平成 30 年 6 月	平成 30 年度～令和 22 年度
伊豆の国市景観計画	平成 26 年 6 月 (令和 2 年 5 月改定)	
伊豆の国市環境基本計画	平成 26 年 4 月	平成 26 年度～令和 5 年度
伊豆の国市空家等対策計画	平成 30 年 3 月 (令和 3 年 3 月改定)	平成 30 年度～令和 5 年度
伊豆の国市水道事業ビジョン	令和 4 年 3 月改定	令和 4 年度～令和 13 年度
伊豆の国市橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年 4 月	
伊豆の国市耐震改修促進計画	令和 3 年 4 月	令和 3 年度～令和 7 年度
伊豆の国市公共施設等総合管理計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～令和 27 年度
伊豆の国市公共施設再配置計画	平成 30 年 3 月	平成 28 年度～令和 27 年度
伊豆の国市学校施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 2 年度～令和 11 年度
<b>基本方針 7</b>		
第 3 次伊豆の国市男女共同参画基本プラン	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 4 年度
第 3 次伊豆の国市行財政改革大綱	平成 30 年 8 月	平成 30 年度～令和 7 年度
伊豆の国市DX推進計画	令和 4 年度策定	令和 4 年度～令和 8 年度
伊豆の国市職員研修計画	年度更新	

## 4 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたよりよい世界を目指すための目標のことです。17のゴールと169のターゲットが掲げられており、我が国においても、「誰一人取り残さない」社会を実現するために積極的に取り組むことになりました。

平成28（2016）年12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体がSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

国土交通省住宅局支援のもと、自治体SDGsガイドライン検討委員会によって作成されたガイドラインでは、SDGsの17のゴールと自治体行政の役割について、以下のとおり示しています。

### ゴール(目標)

### 自治体行政の果たし得る役割

	<p>【1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>【3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>【4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>【5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>【6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>【7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p>【8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>





【9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



【10】各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



【11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。



【12】持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



【13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



【14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



【15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



【16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



【17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

■第2次伊豆の国市総合計画における施策とSDGsの対応表

総合計画の基本施策		SDGsの17のゴール			
		1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い教育をみんなに
<b>第1章 豊かな自然に抱かれる伊豆の国市</b>	<b>【自然・生活環境】</b>				
○ 自然環境の保全と景観の向上					
○ 快適な生活環境の創造					
1-1	自然と共生するふるさとづくり				
1-2	魅力ある景観形成の推進				
1-3	快適な生活環境の充実			●	
<b>第2章 伊豆の国市にしごとをつくる</b>	<b>【産業・経済・労働】</b>				
○ 地域を支える人材の就労支援					
○ 地域特産品の競争力の強化					
○ 地域産業の活性化と新たな雇用の創出					
2-1	就労・雇用への支援				
2-2	魅力ある農業の振興		●		
<b>第3章 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる</b>	<b>【観光・交流】</b>				
○ 移住・定住の促進					
○ 観光推進体制の強化と交流人口の拡大					
○ 情報発信力の強化とおもてなしの充実					
3-1	訪れたいまちづくり				
3-2	ふれ合う、味わう、感じる観光の推進				
<b>第4章 歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市</b>	<b>【歴史・文化・教育・研究】</b>				
○ 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進					
○ 次代を拓く教育と研究の推進					
4-1	歴史・文化・芸術の推進				●
4-2	未来を築く教育の推進				●
4-3	生涯学習の充実				●
<b>第5章 子育ても人生も楽しい伊豆の国市</b>	<b>【健康・福祉】</b>				
○ 結婚・出産の支援					
○ 子育て環境の充実					
○ 健康長寿を目指すまちづくりの推進					
○ 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現					
5-1	子育て支援の充実			●	●
5-2	健康づくりの推進		●	●	
5-3	高齢者福祉の推進			●	
5-4	障がい者福祉の推進			●	
5-5	地域福祉体制の充実	●		●	
<b>第6章 安全で安心な伊豆の国市のまちづくり</b>	<b>【都市基盤・生活環境】</b>				
○ 災害を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進					
○ 持続可能なまちづくりの推進					
6-1	自助・共助・公助による防災の強化				
6-2	安心できる医療体制の整備・充実			●	
6-3	生活安全対策の推進				
6-4	効果的な都市機能の推進		●		
<b>第7章 みんなで創る伊豆の国市</b>	<b>【行財政運営・自助・共助・公助】</b>				
○ 自助・共助・公助のまちづくりの推進					
○ 効率的な行財政運営の推進					
7-1	みんなが主役のまちづくり				
7-2	信頼される行財政運営				

●：関連するゴール

5 ジェンダー 平等	6 安全な水と 衛生	7 エネルギー の恵み	8 質の高い 働き	9 産業、中小 企業、イノベーション	10 公平で 包摂的な経済	11 持続可能な 都市とコミュニティ	12 持続可能な 消費と生産	13 気候変動 への対応	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさ を増やす	16 公正で 包摂的な社会	17 パートナーシップ による目標の 達成
		●	●					●	●	●		●
		●					●	●	●	●		●
				●	●							●
				●	●							●
												●
						●						●
												●
												●
				●		●					●	●
					●	●					●	●
		●		●	●					●		●
●				●	●	●					●	●
				●	●					●		●

## 5 伊豆の国市総合計画策定条例

○伊豆の国市総合計画策定条例（平成28年3月28日条例第14号）

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- （2）基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、市が目指す将来像及び基本方針を示すものをいう。
- （3）基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

（総合計画審議会への諮問）

第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、伊豆の国市総合計画審議会条例（平成17年伊豆の国市条例第143号）第1条に規定する伊豆の国市総合計画審議会に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 6 伊豆の国市総合計画審議会条例

○伊豆の国市総合計画審議会条例（平成17年9月12日条例第143号）

（設置）

第1条 伊豆の国市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、伊豆の国市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、総合計画の進行管理に関する事項について、市長に対し意見を述べることができる。

3 審議会は、前2項に規定するもののほか、総合計画に密接に関連するその他の重要な施策について、市長に対し意見を述べるができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 公共的団体の代表者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

（解嘱）

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

（1） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（2） 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

（3） 委員としてふさわしくない非行があったとき。

（会長）

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長が行う。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちからこれを互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果を審議会に報告する。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年9月1日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。

# 伊豆の国市総合計画審議会委員

(任期：令和3年10月11日～令和6年3月31日)

	役職	所属団体	氏名	選考理由
1	会長	静岡産業大学	小泉祐一郎	識見を有する者
2	委員	伊豆の国市商工会	大沢秀光	公共的団体の代表者
3	委員	伊豆の国市農業委員会	西島茂	公共的団体の代表者
4	委員	伊豆の国市観光協会	稲村浩宣	公共的団体の代表者
5	委員	伊豆の国市教育委員会	相原昇明	公共的団体の代表者
6	委員	NPO法人伊豆学研究会	橋本敬之	公共的団体の代表者
7	委員	伊豆の国市スポーツ協会	青崎美代子	公共的団体の代表者
8	委員	伊豆の国市民生委員児童委員協議会	高田幸久	公共的団体の代表者
9	委員	IZUCCO (いずっこ) 制作実行委員会	中野あゆみ	公共的団体の代表者
10	委員	静岡県保育連合会東部支部	土山龍之	公共的団体の代表者
11	委員	伊豆の国市都市計画審議会	菊地雅秋	公共的団体の代表者
12	委員	伊豆の国市区連合会	神戸正道	公共的団体の代表者
13	委員	伊豆長岡温泉ミライ会議	今井裕久	公共的団体の代表者
14	委員	伊豆の国農業協同組合	鈴木正三	識見を有する者
15	委員	三島信用金庫	山本文彦	識見を有する者
16	委員	静岡新聞静岡放送	関有美	識見を有する者

# 令和3年度第1回伊豆の国市総合計画審議会

日時：令和3年10月11日 13時30分～16時

場所：あやめ会館3階多目的ホール

委員からの発言及び計画への反映状況について

「●」＝特に伝えたいこと 「・」＝現況や特に伝えたいことの補足等

	発言の要旨	全体	該当する基本方針	意見の反映状況		
				政策の柱	主要施策	主な取組
委員 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・小規模企業振興基本条例の制定や、早期に創業支援計画の認定を受けていただいたことを評価する。</li> <li>●最重要課題は事業継承。事業主の高齢化が進んでいるが、事業主には関心が薄い。非常に手間がかかる問題なので支援してほしい。</li> </ul>		基本方針 2	2-1 就労・雇用への支援	2) 企業への支援	① 事業継承支援
委員 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の課題は高齢化・後継者不足。</li> <li>●新規就農に向けた支援では、補助金だけでなく、農業の魅力の発信が必要。</li> </ul>		基本方針 2	2-2 魅力ある農業の振興	1) 新規就農者への支援	② 農業の魅力発信
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が市の特産品の応援できるような体制があると良い。</li> <li>・女性や若者との話し合いの場がほしい。</li> </ul>		基本方針 2	2-2 魅力ある農業の振興	2) 持続可能な営農環境の推進	① 市民に愛される農産物づくりの推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した農業事業者に対し、事業継続のための支援がほしい。</li> </ul>		基本方針 2	2-2 魅力ある農業の振興	2) 持続可能な営農環境の推進	② 継続できる営農体制の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の水源涵養機能保護のため、太陽光パネルは、設置だけでなく管理についても行政で指導してほしい。</li> </ul>		基本方針 1	1-1 自然と共生するふるさとづくり	1) 森林保全・河川活用の推進	③ 自然環境と再生可能エネルギー発電施設との調和
委員 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆長岡は団体観光で成功した温泉地。</li> <li>・現在は観光の多様化が進み、個人観光へ変化しており、ニーズに合わせて変化する必要がある。</li> <li>・旅館ごとにターゲットが違うため、温泉場としてのプロモーションが難しい。</li> </ul>		基本方針 3	現況について		
●地元農産物と観光を結びつける仕組みがあれば良い。			基本方針 2	2-2 魅力ある農業の振興	4) 新たなマーケット獲得に向けた取組促進	② 農商工等との連携の推進
			基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③ 農業体験観光の推進
			基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④ 食を生かした観光の推進
委員 D	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の展示場所がない。</li> </ul>		基本方針 4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	1) 歴史資産の保護	② 文化財・郷土資源の整備・活用
●観光での活用だけでなく、教育面での歴史遺産の保全・周知も厚くしてほしい。			基本方針 4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	① 郷土愛を育む環境の整備
			基本方針 4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	② 郷土学習の充実



「●」＝特に伝えたいこと 「○」＝現況や特に伝えたいことの補足等

		意見の反映状況			
発言の要旨	全体	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
●長岡保育園・幼稚園のこども園化を進めてほしい。		基本方針 5	5-1 子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	① 安心して預けることができる環境の整備
●教育総合センターを設置してほしい。		基本方針 4	4-2 未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	⑥ 教育相談体制の一元化
委員 E	・ボランティアが不足している。	基本方針 7	現況について		
	・人を増やすには、仕事づくりからではなく、まちづくりからはじめたほうが良い。	○	-	-	-
	●どこへでも公共交通機関で行けるような、交通インフラの整備がされると良い。	基本方針 6	6-4 効果的な都市機能の推進	3) 地域の特性に応じた交通ネットワークの整備	③ 利用しやすい交通環境の充実
	●市民が主体となって住みやすいまちにする方法を立案、実行することを行政が支援するまちにしたい。	基本方針 7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	① 地域・市民活動団体(NPO等)との協働
	●市民活動センターを設置してほしい。	基本方針 7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	② 市民活動団体間の連携推進
●市に対し、住みやすいまちにするための方法について気軽に相談できる場所がほしい。	基本方針 7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	② 市民活動団体間の連携推進	
	基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	① 対話による広聴活動の推進	
委員 F	・2020年時点では、総合計画における人口予測より減少が少なく、人口が多い結果となっていることを評価してほしい。	○	現況について		
	●スポーツを行うことで健康寿命の延伸や生きがい・仲間づくりにつながる。福祉や生涯学習など、横断的な取組を行ってほしい。	基本方針 4	4-3 生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	① スポーツ参加層の拡大
	・スポーツを活用した取組として、自らの住むまちの新たな魅力を発見できる、ロゲイニングなどがある。	基本方針 4	4-3 生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	② スポーツを通じた生きがいづくりの推進
	●公共施設の維持・存続をお願いしたい。	基本方針 6	6-4 効果的な都市機能の推進	1) 生活基盤の適正な管理	④ 公共施設再配置の推進
	●子育て世帯・ひとり親の相談窓口として、地域で助け合えるお互い様の地域づくり体制ができると良い。	基本方針 5	5-5 地域福祉体制の充実	2) 見守り体制の確立	④ 地域で支え合う体制づくりの強化
	・職員も地域の声を聞いてほしい。	基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	① 対話による広聴活動の推進

「●」＝特に伝えたいこと 「・」＝現況や特に伝えたいことの補足等

	発言の要旨	全体	該当する基本方針	意見の反映状況		
				政策の柱	主要施策	主な取組
委員 G	・総合計画には山木遺跡にもふれてもらいたい。		基本方針 4	基本計画には個別の歴史資産等を明記することが無いため、山木遺跡についても記述はありません。次回、基本構想等に盛り込む際に導入していきたい。		
	・一人暮らしの高齢化が増加する中、新型コロナウイルスによる自粛により、高齢者の認知機能・身体機能の低下を懸念。		基本方針 5	5-3 高齢者福祉の推進	1) フレイル予防・介護予防	① フレイルの予防の推進
	●将来にわたって福祉サービスを受けることができるような社会にしてほしい。	○	基本方針 5	『基本方針5』全体の取組		
委員 H	●アナウンスの一元化が必要。		基本方針 5	5-1 子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	② 子育て情報発信の一元化
			基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	② 正確かつ迅速な情報発信の推進
			基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③ 多様な広報活動の展開
	●子育てモバイルやSNSを活用した情報発信が強化されると良い。		基本方針 5	5-1 子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	② 子育て情報発信の一元化
	●子育て世代が参加できる仕組みづくり。窓口だけでなく、メールやLINEで意見を伝えられるようになると良い。		基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	② 幅広い意見聴取チャンネルの創出
委員 I	●子育て世代がどこに相談に行けばいいかわからない。 ・子育て中の悩みを一元的に相談できる窓口がほしい。		基本方針 5	5-5 地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化	① 相談窓口の充実
	●情報発信を工夫してほしい。		基本方針 5	5-1 子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	② 子育て情報発信の一元化
			基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	② 正確かつ迅速な情報発信の推進
			基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③ 多様な広報活動の展開
	・新型コロナウイルスにより急速に少子化が進んでいる。少子化の加速に伴い、保育園は量の確保ではなく、質の向上にシフトしている。		基本方針 5	5-1 子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	① 安心して預けることができる環境の整備
	●自然環境の魅力的なまちだが、交通が危ないため子どもが外出しにくい。子どもが安全に移動できる道路、自由に外遊びできる環境の整備が必要。 ・自転車道路の整備を進めてほしい。結果、子どもの安全な移動に繋がる。		基本方針 1	1-2 魅力ある景観形成の推進	2) 自然環境を活かした空間づくりの推進	② 都市公園の維持・活用
			基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	① アウトドア観光の振興
●近所の大人による子どもたちの見守り体制があると良い。		基本方針 4	4-2 未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	② 支援ボランティア等の配置	

「●」＝特に伝えたいこと 「・」＝現況や特に伝えたいことの補足等

		意見の反映状況			
発言の要旨	全体	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
●質の高い保育・教育を提供するための人材の確保が必要。		基本方針4	4-2 未来を築く教育の推進	2) 確かな学力を身に付ける教育環境の整備	③ 充実した教職員体制の確保
●中高生と保育・幼稚園が交流する機会があると良い。		基本方針4	4-2 未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	③ 世代間交流の推進
●障がいをもった子や乳幼児を市が手厚くみてあげる体制づくりが必要。		基本方針5	5-1 子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	① 安心して預けることができる環境の整備
		基本方針5	5-4 障がい者福祉の充実	1) 障害福祉サービス等の充実	③ 子どもの発達・自立支援の充実
		基本方針5	5-4 障がい者福祉の充実	2) 障がいに対する理解促進と意識啓発	② 巡回相談支援員の派遣
●園給食で地産地消を行うためのつながりづくりが必要。		基本方針5	5-2 健康づくりの推進	2) 食育の推進	② 地産地消の推進
委員J ・世代別の伊豆の国市の暮らしを総合計画に記載したらどうか。	○		イラストで表現していく予定		
●交通インフラを活用してはどうか。		基本方針6	6-4 効果的な都市機能の推進	2) 住みやすさ向上の推進	③ 東京圏に通勤・通学しやすい環境整備の検討
●市街地から離れた地域・山間地を維持していくことも大事。		基本方針6	6-4 効果的な都市機能の推進	2) 住みやすさ向上の推進	② 地域の特色を活かした土地利用の推進
・伊豆半島における伊豆の国市の立ち位置を記載したらどうか。	○	基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	2) 広域観光の振興	② 伊豆半島における広域観光の推進
●障がいやDVの課題など、単身高齢者の生活課題がよく問題に上がる。福祉的な家庭の悩みなどを相談できる窓口がとても重要。		基本方針5	5-5 地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化	① 相談窓口の充実
委員K ・消防団の成り手不足が深刻。		基本方針6	6-1 自助・共助・公助による防災の強化	2) 共助による防災体制の確立	③ 持続可能な消防団活動の推進
・地域における少子化が進んでいる。 ・子どもたちが地元に戻ってこない。 ●進学を機に市外へ出た子どもたちを地元へ引き戻すための発信力の強化。		基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	① 郷土愛を育む環境の整備
		基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	④ 市民による情報発信の促進
委員L		基本方針3	3-1 訪れたいまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	② 大河ドラマを活用した魅力の発信

	発言の要旨	全体	該当する基本方針	意見の反映状況		
				政策の柱	主要施策	主な取組
	●歴史や自然など、めぐまれた地域の特性を生かしたまちづくりが求められている。大河ドラマもチャンスの一つ。		基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	① アウトドア観光の振興
			基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	② 歴史・文化遺産の活用
			基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③ 農業体験観光の振興
			基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④ 食を活かした観光の振興
	○			-	-	-
委員 M	●地域を良くしようとするひと・団体との連携があると良い。		基本方針3	3-1 訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	③ おもてなし機運の醸成
			基本方針3	3-1 訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	④ 温泉街の振興
			基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	② 市民活動団体間の連携推進
	●健康と体験を結び付けた観光はどうか。		基本方針3	3-1 訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	① デジタル技術を活用したおもてなしの推進
			基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	① アウトドア観光の振興
			基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③ 農業体験観光の振興
			基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④ 食を活かした観光の振興
	●観光や移住など、HPへの動画掲載など発信力の強化が必要。		基本方針3	3-1 訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	① 魅力の効果的な情報発信
			基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	② 正確かつ迅速な情報発信の充実
	委員 N	●結婚・出産支援と子育て環境の充実は一連の取組であり、横断的に取り組むべき。		基本方針5	5-1 子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援

		意見の反映状況			
発言の要旨	全体	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
<p>●県外に出た子どもが地元に戻らないのは、地元の魅力を感じていないからでは。子どもたちに自分のまちのファンになってもらうための取組が重要。そのためにも、観光、農業、スポーツなどにおける学校との連携が必要。</p> <p>●SNSを活用した情報発信が強化されると良い。</p> <p>●地域資源を生かした観光づくりを進めてはどうか。</p>		基本方針 4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	① 郷土愛を育む環境の整備
		基本方針 4	4-2 未来を築く教育の推進	3) 生きる力を育む教育の充実	② 探求学習の充実
		基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	④ 市民による情報発信の促進
		基本方針 3	3-1 訪れたいまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	① 魅力の効果的な情報発信
		基本方針 5	5-1 子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	② 子育て情報発信の一元化
		基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	② 正確かつ迅速な情報発信の推進
		基本方針 7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③ 多様な広報活動の展開
		基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	① アウトドア観光の振興
		基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	② 歴史・文化遺産の活用
		基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③ 農業体験観光の振興
		基本方針 3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④ 食を活かした観光の振興
	委員 ○	○		-	-
●地域を良くしようとするひと・団体との連携、市民や団体をつなげることが重要。		基本方針 7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	② 市民活動団体間の連携推進
・審議会が出た意見は、係長や担当者や委員が直接やりとりしたほうが内容が伝わる。	○		-	-	-